

経営所得安定対策等に参加されている皆さまへ

経営所得安定対策等における 自然災害等発生時の対応について

畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金等については、気候変動の影響を含む自然災害などで、減収や収穫皆無となった場合でも、条件を満たせば交付対象となります。

その際には、被害状況等の確認が必要になりますので、**必ず関係機関(地域農業再生協議会、農業共済組合、市町村、JA等)にご相談ください。**

自然災害発生 (減収や収穫皆無)

関係機関に連絡・相談

関係機関による 被害状況の確認

自然災害等によるもので、かつ、適切な生産が行われていることが確認できれば交付対象となります。

★ 交付金対象作物を栽培する際には、耕起、は種、防除などの作業内容を、ほ場ごとに記録した作業日誌を作成しておきましょう。



★ 被害等にあわれた場合には、身の安全を優先しながら、ご自身でもほ場や作物の被害状況を写真(日付入り)で残すよう、ご協力をお願いいたします。



お気をつけ
ください！

被害状況等の確認ができないと交付対象とならない場合がありますので、自己の判断ですき込み等は行わず、速やかに最寄りの地域農業再生協議会へ申し出てください。

【お問合せ先】お近くの地域農業再生協議会、農業共済組合、市町村、JA等



経営所得安定対策等においては、自然災害や気候変動の影響、その他の合理的な理由により、適切な生産が行われていることが確認できる場合、交付の対象となります。

また、自然災害等により対象農産物に甚大な被害が生じた場合には、被害状況を写真で記録しておくことで、後日の被害証明として有効に活用できます。

被災時には、まず自身の安全を最優先とした上で、地域農業再生協議会、農業共済組合、市町村、JA等へ速やかに連絡してください。あわせて、可能な範囲で、片付けや撤去を行う前の被害状況を写真に記録しておきましょう。

万が一の場合には、A～Dの書類のご提出が必要となります。
日頃から有事に備え、ご準備をお願いいたします。

□ A 自然災害等の発生を確認できるもの

- ・ 気象庁公表データ等、近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できるもの
- ・ 被害状況の新聞記事等の切り抜きなど、日付も併せてわかるもの

□ B 被害状況を把握、確認ができる写真

- ・ 農産物の被害状況の写真
- ・ 農地の被害状況の写真

被害状況の撮影のポイント

- ・ 撮影月日がわかる！
- ・ 対象農産物がわかる！
- ・ 対象ほ場がわかる！
- ・ いろいろな角度から撮影
- ・ 枚数多め

好ましくない写真の例

- ・ 農地が特定しにくい近影だけ
- ・ 作物が判別しにくい遠景だけ
- ・ 手ぶれやピントが合っていない
- ・ 逆光で被害が確認できない



□ C 適切な生産が行われていたことが分かる書類

- ・ 農作業日誌
- ・ 種子や肥料の購入伝票等

□ D その他書類

◆ 麦や大豆など、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の対象作物の場合

→ 農産物検査により規格外となった場合には、農産物検査結果通知表の写し

◆ 加工用米、米粉用米の場合

→ 農産物検査により3等に満たない場合には、農産物検査結果通知表の写し

◆ 飼料用米の場合

→ 農産物検査により不合格が発生した場合には、農産物検査結果通知表の写し

◆ 農産物検査によらない品質区分の確認により交付対象とならない数量が発生した場合

→ 品質区分の確認の結果を証明する資料の写し



さらに



農政局へ自然災害等による被害に関する理由書を提出する際には、地域農業再生協議会長、都道府県普及組織の長、市町村長または農業共済組合長のいずれかによる、被害状況を確認した証明書類等の添付が必要です。

東北農政局 各県拠点 地方参事官室

青森県拠点 017-777-3512 / 岩手県拠点 019-624-1129 / 宮城県拠点 022-221-1105
秋田県拠点 018-862-5720 / 山形県拠点 023-622-7247 / 福島県拠点 024-534-4157